

令和6年度第3回古賀市上下水道事業経営等審議会 会議録
(要点筆記)

【会議の名称】

令和6年度第3回 古賀市上下水道事業経営等審議会

【開催日時】

令和6年10月17日(木) 15:00~16:10

【開催場所】

古賀市役所 第2庁舎3階 302会議室

【傍聴者数】 0人

【出席者】

委員：木下委員(会長)、西本委員(副会長)、浦野委員、宮崎委員、梶浦委員、中島委員、吉村委員
事務局：小山建設産業部長、浦野上下水道課長、渋田参事補佐兼上水道係長、松岡参事補佐兼給排水係長、大砂総務・上水道管理係長、真崎下水道管理係長、三原下水道係長、

その他：田辺市長

【会議の内容】

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 議事

(事務局)

(1)古賀市下水道事業の今後の汚水処理等のあり方について

資料「汚水処理構想の見直しについて」に基づき説明

・汚水処理を取り巻く環境

令和6年6月に「令和9年度以降、未普及対策としての下水道布設工事に係る国庫補助は原則出さない。」という国の方針が示された。そのため、令和9年度以降は市単独にて実施しなければならない。

平成12年に当時の厚労省・建設省・環境省の3省合意により、事業経営が不採算となる場合は新たな処理場建設や管渠布設を行わず、合併処理浄化槽区域を定めることが望ましいとされた。

また、近年、ゲリラ豪雨や地震などにより集合処理（下水道等）が災害に弱いことが明らかになった。合併処理浄化槽が災害に強く、合併処理浄化槽の設置も推進がされている。

近年、人口の減少が見込まれており、節水化も進んでいることから使用料収入の減が見込まれる。一方で処理場や管渠の老朽化が進み、維持管理費が年々増加してきている。今までも国庫補助を活用した管渠布設を行っているが、多額の費用が必要となる管布設工事を市単独で実施していくことが非常に難しくなっている。

参考として、新しく管渠布設する場合に係る費用は、令和 5 年度平均値で、1mあたり 15 万円かかる。また、青柳地区の大部分は概ね令和 8 年度末に下水道整備が完了する予定。

・小竹地区の家庭用汚水処理の現状及び公共下水道整備費用概要

小竹地区は現在、し尿汲み取りが 461 件、浄化槽が 351 件、合計 812 件。

浄化槽については許可業者による浄化槽清掃契約件数であり、単独処理浄化槽・合併処理浄化槽の内訳は分からない。単独処理浄化槽は汚水のみを処理する浄化槽で、法により現在は設置することができない。

小竹地区を公共下水道整備した場合の建設概算費用は、管渠延長距離を約 16.5 km、マンホールポンプ場を 2 基とした場合、約 25 億 3 千万円かかる。令和 9 年度から国庫補助がないので全額市負担となる。ただし、小竹地区は水路が多く、推進工法を採用しなければならない場合は、1mあたり 50～100 万円となる。水路の伏越を行う場合は約 32 箇所を簡易推進し、プラス 1.5 億円以上かかると考えられる。

・古賀市汚水処理構想の見直し案のポイント

古賀市の検討案としては、合併処理浄化槽の設置に係る個人負担の軽減の検討が必要であると考えている。

公共下水道に接続する個人負担と合併処理浄化槽設置に係る個人負担を比較すると、工事費に係る差が大きいため、合併処理浄化槽設置に係る補助金を拡充し、個人負担の軽減の検討を行いたい。

〔質 疑〕

委 員：約 25 億円かかるが、2 分の 1 の国庫補助がなくなり全額負担しなければならなくなるためそれを圧縮し、個人負担を軽減することで処理件数を少なくしたいということか？

事務局：小竹地区は国庫補助がない状態で布設工事をすると最低でも 25 億円以上かかる。

公共下水道へつなぎこみをする場合と個人で合併浄化槽を設置する場合では、現在も工事費の差は生じている。布設工事をすると 25 億円程度かかってくるので、使用料の値上げ等も検討しなければならなくなってくる。布設工事を行わず、個人で合併処理浄化槽の設置をお願いしたいが、補助金等を検討することで負担を減らしたいと考えている。

委 員：一般的な 5 人～7 人世帯用の合併処理浄化槽を設置する場合の費用はどれくらいか？

事務局：くみとりから合併処理浄化槽の場合とくみとりから公共下水道につなぐ場合とで比較をする。おおむね 5 人世帯の 7 人槽、3 人世帯の 5 人槽が一般的なものであるが、合併処理浄化槽で 5 人世帯 7 人槽の工事費は約 200 万円。宅内の配管、くみとり便槽の撤去などを含む。公共下水道の管が近くに通っていて、そこへつなぎこむ場合の費用は、受益者負担金が平米あたり 600 円のため、住宅の敷地面積を 330 平米とした場合約 198,000 円。そして、宅内配管や便槽撤去、水洗便所の設置費用等が約 100 万円で合計 1,198,000 円となるので、約 80 万円の差が生じる。ただし、宅内配管は家の状況により前後するので比較が難しい部分がある。

委員：このままだと約 25 億円費用がかかるが、国庫補助がなくなる 2 年間の間に、補助を出すことで少しでも未処理の数を減らし、かかる経費を圧縮するために計画の見直しを行うということか？

事務局：国庫補助がなくなるまでの 2 年間というわけではなく、汚水処理構想に基づき未普及地域をなくすという大前提がある。古賀市では公共下水道を整備する予定としていたが、経営的に厳しい。汚水処理の解決方法として合併処理浄化槽区域を作り、補助を出すことで負担軽減をはかろうとしている。

委員：補助を出すことで、未処理件数が減るので、市の負担が軽くなるということで、理解した。

委員：補助金を拡充するということだが、現在の補助金はいくらなのか？

事務局：5 人槽の補助上限額が 332,000 円、平均的な 6~7 人槽だと上限が 414,000 円となっている。

委員：事業そのもので下水道事業として整備するのか、小竹区域を全部合併処理浄化槽区域にするということではいか？処理件数を減らすという話ではないという認識でよいのか？

事務局：その通り。

委員：処理の方法としては、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の 3 つがあり、小竹地区は公共下水道にすると 25 億円の費用がかかる。それだけ施設に投資をするよりも個人へ補助し、汚水処理区域の普及率を 100% に近づけていこうという考え。

委員：分かりました。

委員：個人への補助を増やした場合の補助金のトータルはいくらになるのか？それが 25 億円よりも

はるかに少ないで、その方向性でいくということか。

委員：小竹地区は、し尿のくみとりが 461 件という状況。

委員：今までは全部お金を出してもらってお金がかからずできていたのが、自分で出さないといけなくなる。自己負担がいくらになるのか？

委員：補助の内容については、検討をしていくということになる。

事務局：合併処理浄化槽で 5 人槽だと概ね 200 万円、下水道につなぐ場合だと概ね 120 万円で差額が 80 万円で、この負担差をどう埋めていくかというのが課題であると認識している。

委員：今、単独の所は、これを機に合併処理浄化槽に切り替えるのか？補助の対象か？

事務局：その通り。

委員：80 万円の差額を埋めれば負担感は一緒になるということか？

事務局：公共下水道の国庫補助がなくなった場合、だれが布設費用を負担するのかというと公共下水道の使用者の皆さまになる。今後の布設にかかる負担を使用者に求められるのかという議論になった。公の責任として合併処理浄化槽設置に何かしら税金を投入して補助をするという方向に切り替える必要があるとなった。

委員：内容については、今後市の方で十分に検討しよりよい方向にしていくということになるという考えと理解している。

委員：国庫補助がなくなる前からそうするのか？

事務局：現在、小竹地区は、公共下水道の処理計画区域に入っている。この区域に入っている人が浄化槽に切り替えた場合補助が出ない。合併処理浄化槽区域に変更することで補助が出るようになるので、一刻も早く切り替えたいと考えている。それによって個人の負担を少なくしたいと考えている。

委員：設置費用が安いのは分かったが、各家庭で合併処理を設置した場合、その後、清掃などの維持費は個人負担になるのか？

事務局：維持費は個人負担となる。公共下水道も今後値上げということも考えられるので、どちらがいかは答えにくい部分がある。合併浄化槽の方が安い場合もある。

委員：一般家庭の場合、清掃の頻度はどれくらいか？何か定めがあるのか？

事務局：法の定めで必ず年1回の清掃・点検が必要。年1回の点検で7～8万円、それに電気代などがプラスでかかる。公共下水道の場合は、使用料が2か月に1回請求がありその分は個人負担となる。

委員：残り最大812件に差額の80万円だと約6億円で済むという理解でよいか？

事務局：80万円全額の補助を出すわけではない。

委員：極論を言っただけで、80万円全額出すということでは認識していない。考え方があっているの確認。

事務局：その通り。

(2)古賀市下水道事業の今後の汚水処理等のあり方についての答申案

答申案「古賀市下水道事業の今後の汚水処理等のあり方について(答申)」を配布し、内容を確認。

〔質 疑〕

委員：答申の内容や考え方については理解した。国の補助がなくなる2年間でこの施策をとって、みんなが設置をして、2年後以降個人の負担が増えることはないのか？

事務局：国の補助金は国の予算があるので、古賀市だけに予算をつけてというのは難しい。現在の計画では、R8年度で青柳の大部分が終わるようにしたいと考えている。小竹地区はR9年度以降の工事になり、その時点では国庫補助金が終わっている。できるだけ早く区域を変更することで補助金を出すことでくみとりをなくしていくという考えでいる。

委員：答申案に沿ってやっていくのが一番効率がいいと考えているという認識でよいか？

事務局：その通り。

会長：答申案の(案)をはずしたものを準備するため10分休憩。15時52分再開とする。

事務局で、1ヶ所修正を行った(汚水処理構想の見直し案の(案)を削除。)答申を配布し、日付の

間違いや誤字脱字、内容について再度確認。

〔質 疑〕

委 員：整備区域とは、公共下水道が整備されている区域ということか。

会 長：その通り。他に質疑はないか。なければ、この内容を答申とする。

委 員：異議なし。

事務局：答申に委員全員に署名をいただく。

4. 古賀市下水道事業の今後の汚水処理等のあり方についての答申

(市長入室)

会長、別紙「古賀市下水道事業の今後の汚水処理等のあり方について（答申）」を音読後、市長に提出

市 長：審議会委員の皆様、熱心にご審議いただきありがとうございました。

今回は小竹区の方針を転換するという重いテーマでお考えいただき、本当にありがとうございます。答申にもありましたように経営上の問題もそうですし、今の範囲をこの先維持し続けることの妥当性が課題であると認識していた。一方で、付帯意見にあるように、合併処理浄化槽になったことで個々の負担をどうフォローをしていくか、市民理解を前提に答申に基づきどのように進めていくか検討していきたい。

(市長退室)

5. その他

(事務局)

- ・報酬は11月20日までに支払う
- ・令和6年度第2回上下水道事業経営等審議会の会議録確認書の提出依頼
- ・令和6年度第3回上下水道事業経営等審議会の会議録についての説明

6. 閉会